

# 公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

平成30年7月25日

奈良県教育委員会事務局  
教育次長 塩見 浩之

## 1. 業務委託概要

### (1) 業務名

無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業業務委託（編集）

### (2) 業務委託内容

別添仕様書を参照

### (3) 業務委託期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

### (4) 業務委託料

2,310,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

## 2. 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に

該当する団体)でないこと。

- (7) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (8) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 過去10年間に「国指定の重要無形民俗文化財または重要無形文化財(工芸技術)」、「都道府県指定・選択・登録の無形民俗文化財または無形文化財(工芸技術)」、「国選定の文化財保存技術」、「都道府県選定の文化財保存技術」に該当する文化財の記録映像の作品製作(撮影・編集・DVD作成まで全て)にかかる複数の実績があること。

### 3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

### 4. 手続き等

- (1) 担当部局(お問合せ先)

〒630-8502 奈良市登大路町30番地(奈良県庁舎東棟2階)

奈良県教育委員会事務局 文化財保存課 総務企画係

【TEL】0742-27-9864(ダイヤルイン)

【FAX】0742-27-5386

【E-mail】bunkaz@office.pref.nara.lg.jp

- (2) 仕様書等の交付期間、交付場所等

①交付期間

平成30年7月25日（水）～平成30年8月6日（月）

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時まで。）

②交付場所

4.（1）の担当部局に同じ。

③交付資料

- ・仕様書
- ・参加申込書（様式1）
- ・資格調書（様式2）
- ・質問票（様式3）
- ・提案書（様式4）
- ・委託業務実施体制（様式5）

※ 各交付資料は、奈良県文化財保存課ホームページからもダウンロード可

（3）参加申込書類の提出

①提出期間

平成30年7月25日（水）～平成30年8月6日（月）

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時まで。）

②提出先

4.（1）の担当部局に同じ。

③提出書類

- 1) 参加申込書（様式1）
- 2) 資格調書（様式2）

④提出方法

持参または郵送により提出してください。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成30年8月6日（月）午後4時までに到着したものに限り受理します。

⑤提出部数

各1部

（4）提案書提出依頼者の選定

提出された参加申込書類の内容について審査し、不適当な場合は非選定の通知を行います。

（5）質問及び回答

①受付期間

平成30年7月25日（水）～平成30年8月6日（月）

②提出先

4.（1）の担当部局に同じ。

③質問方法

別紙「質問票（様式3）」に質問内容を記入し、担当部局あて事前連絡の上、FAXまたは電子メールにて送付してください。（審査の内容に関係しない軽

易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けません。)

④回答

上記の受付期間内に受理した質問内容をすべてとりまとめ、平成30年8月9日(木)までに、奈良県文化財保存課のホームページに公表します。質問者への個別の回答は行いません。また、質問者名は明示しません。

(6) 提案書の提出

①提出期間

平成30年8月7日(火)から平成30年8月15日(水)

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時まで。)

②提出先

4.(1)の担当部局に同じ。

③提出書類

1) 提案書(様式4)

2) 企画提案書(様式任意、サイズはA4又はA3)

- ・仕様書に記載の業務内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載し、業務実施方針や業務全体のコンセプト、業務実施フロー図等を提示してください。

- ・普及用映像(約30分)について、製作する映像コンテンツの提案を、絵コンテ(カラー)や画像イメージなどにより、完成形がイメージできるようにして具体的な構成案を1つ提示してください。

- ・過去10年間の「国指定の重要無形民俗文化財または重要無形文化財(工芸技術)」、「都道府県指定・選択・登録の無形民俗文化財または無形文化財(工芸技術)」、「国選定の文化財保存技術」、「都道府県選定の文化財保存技術」に該当する文化財の記録映像の作品製作(撮影・編集・DVD作成まで全て)の実績一覧表(5点以内を記載)を提示してください。それぞれディレクター名も表記してください。また、記載の5点のうち、代表的な2作品(ジャケットを含む全て)を提出してください。

- ・今回担当するディレクター名を記載し、そのディレクターによる過去10年間の「国指定の重要無形民俗文化財または重要無形文化財(工芸技術)」、「都道府県指定・選択・登録の無形民俗文化財または無形文化財(工芸技術)」、「国選定の文化財保存技術」、「都道府県選定の文化財保存技術」に該当する記録映像の作品実績(10点以内を記載)を提示してください。それぞれ以下の記載項目を記した一覧表(様式任意)により提出してください。

記載項目：撮影年度、編集年度、DVD作成年度、作品名、撮影対象(指定の有無と種類等)、作品時間、ディレクター名、その他特記すべき内容(作品概要、受賞の有無等)

- ・本業務の目的をより効果的に達成するため、有効な提案があれば提示し

てください。

3) 委託業務実施体制（様式5）

4) 見積書（様式任意）

・宛名は「奈良県知事」としてください。

・一式計上は不可とします。可能な限り積算根拠を記入してください（人員・単価等）。

④提出方法

持参または郵送により提出してください。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成30年8月15日（水）午後5時までに到着したものに限り受理します。

⑤提出部数

10部（正1部、副9部）

⑥留意事項

1) 提案書表紙には、代表者の押印が必要です。

2) 本プロポーザルの審査は、提案者名を伏せて行う予定のため、提案書表紙以外の提出書類については、提案者名を記載しないでください。提案者を特定できるロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等の使用も不可とします。

3) 企画提案書には、先頭のページを1ページとして、各ページに通し番号を振ってください。

## 5. 審査及び最優秀提案者の選定等

### (1) 企画提案書等の評価

① 審査は、平成30年度「無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業業務委託（編集）」プロポーザル審査委員会において、別紙「提案者評価基準」に基づき採点を行い、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い一事業者を契約の相手方として選定します。

② 提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション審査を行います。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類選考を行う場合があります。

③ 審査結果は、審査終了後、企画提案書提出者全員（書類選考を行った場合は、書類選考通過者全員）に対して文書で通知します。

④ プレゼンテーション審査は、平成30年8月17日（金）に行う予定です。時間等詳細は、後日、対象者に対して連絡します。

### (2) 事業者との契約

① (1)により最優秀提案者として選定された者が事業者の候補者となり、契約締結の協議を行います。協議が不調のときは、(1)により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の協議を行います。

② 最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとし

ます。

- 1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下、同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下、同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」といいます。））第2条第6号に規定する暴力団をいいます。以下、同じ。）であるとき。
  - 2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下、同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - 3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしているとき。
  - 4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているとき。
  - 5) 上記3)及び4)に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - 6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）にあたって、その相手方が上記1)から5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
  - 7) この契約に係る下請契約等にあたって、上記1)から5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、それに従わなかったとき。
- ③ 契約締結後、契約者について（2）②の1)から7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することができます。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、（2）②の1)、3)、4)及び5)中の「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 6. その他

- (1) 契約書及び仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の遂行上、当然に必要となる事項については、本県の要請に応じて受託者が誠実に対応するものとします。
- (2) 契約保証金は、奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第19条の定めるところによるものとします。
- (3) 参加者及び提案者には、必要に応じ、追加資料の提出等を求める場合があります。

- (4) 提案書等の作成及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 参加申込書及び提案書の作成、それらの提出に要した費用は、各事業者の負担とします。
- (6) 提出された全ての書類は、返却しないものとします。ただし、このプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (7) 提出された全ての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となりますが、提出者に無断で公開することはありません。
- (8) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- (9) 提案者等の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めません。
- (10) 提案書の提出者が1者であった場合、評価基準による得点が6割を超え、かつプロポーザル審査委員会で認められたものについては、当該提案者を最優秀提案者として選定することがあります。
- (11) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令、並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県契約規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。